

社会福祉法人 伸生双葉会 富岡居宅介護支援事業所
重要事項説明書

サービス提供の開始にあたり、当事業者が利用者に説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者の概要

法人の名称	社会福祉法人 伸生双葉会
主たる事務所の所在地	〒979-1152 福島県双葉郡富岡町本町一丁目1番地
代表者	理事長 渡邊 清治
設立年月日	昭和60年7月26日
電話番号	0240-23-5241

2. 利用事業所の概要

利用事業所の名称	富岡居宅介護支援事業所
サービスの種類	居宅介護支援
事業所の所在地	〒979-1152 福島県双葉郡富岡町本町一丁目1番地
電話番号	0240-23-6706
事業所番号	0773200852
管理者氏名	磐城 あけの
通常の事業の実施地域	富岡町、楡葉町、大熊町、双葉町、浪江町
福祉サービス第三者評価	受審なし

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	介護保険法令に従い、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じ、利用者の選択に基づいた保険、医療、福祉等の多様なサービス業者から利用者に、総合的かつ効率的に提供されるよう支援していくことを目的とします。
運営の方針	老人福祉法及び介護保険法の基本理念を遵守しながら、次の内容となっております。 ①利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏る事のないように公正中立を遵守していきます。 ②適正な事業の実施において、関係市町村、地域包括支援センター、介護保険施設、他の指定居宅支援事業所等との連携に努めます。 ③利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場での援助に努めます。 ④自立支援の理念を念頭に置き、居宅において、その有する能力に応じた自立生活を営めるよう援助に努めます。

4. 営業日時

営業日	月曜日から金曜日（12月30日から1月3日を除きます。）
営業時間	8：00～17：00

5. 事業所の職員体制

管理者	兼務1名
介護支援専門員	専従1名以上

6. 利用料金

要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。ただし、介護保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合、1ヶ月につき下記の金額を頂くことになります。この場合、当事業所よりサービス提供証明書を後日、町村役場の介護保険窓口へ提出しますと全額払い戻しができます。

(1) 介護支援専門員一人当たり担当件数45件未満

要介護1・2	1ヶ月 10,860円
要介護3・4・5	1ヶ月 14,100円

(2) 加算

加算	加算要件	金額
初回加算	新規に策定した場合または、要介護区分が2段階以上変更となった場合	1ヶ月 3,000円
通院時情報連携加算	利用者が病院または神慮所において医師または歯科医師の診察を受ける時に介護支援専門員が同席し医師または歯科医師等に対して当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係る必要な情報提供を行うとともに医師または歯科医師から当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で居宅サービス計画書に記録した場合	1ヶ月 500円
入院時連携加算Ⅰ	入院当日中に病院の職員に必要な情報提供をした場合(Ⅰ)	(Ⅰ) 2,500円
入院時連携加算Ⅱ	入院の日から3日以内に病院などの職員に必要な情報提供をした場合(Ⅱ)	(Ⅱ) 2,000円
退院・退所加算(Ⅰ)イ	入院等の期間中に病院等の職員と面談を行い必要な情報を得るための連携を行い居宅サービス計画の作成をした場合 (Ⅰ)イ 連携1回 (Ⅰ)ロ 連携1回(カンファレンス参加による) (Ⅱ)イ 連携2回以上 (Ⅱ)ロ 連携22回(内1回以上カンファレンス参加) (Ⅲ) 連携33回以上(内1回以上カンファレンス参加)	(Ⅰ)イ 4,500円
退院・退所加算(Ⅰ)ロ		(Ⅰ)ロ 6,000円
退院・退所加算(Ⅱ)イ		(Ⅱ)イ 6,000円
退院・退所加算(Ⅱ)ロ		(Ⅱ)ロ 7,500円
退院・退所加算(Ⅲ)		(Ⅲ) 9,000円
特定事業所加算(Ⅲ)	専ら指定居宅介護支援事業所の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を配置していること。(1名以上) 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を配置していること。(2名以上)	(Ⅲ) 3,230円

上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料金を書面でお知らせいたします。

(3) 交通費

通常の事業の実施地域にお住まいの方については、一切料金はかかりません。その他の地域の方については、下記の料金となります。

実施地域以外の境界を超える地域	片道	500円
-----------------	----	------

(4) 支払い方法

料金が発生する場合、月ごとの精算となり、毎月5日までに前月分の請求を致しますので30日以内に現金によりお支払いいただくことになります。

7. 公正中立なケアマネジメントの確保

- (1) 利用者に対して複数の指定居宅サービス事業者等の説明を行います。
- (2) 居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが出来ます。
- (3) 利用者に対して前6ヶ月の間に作成したケアプランにおける「訪問介護」「通所介護」「地域密着通所介護」「福祉用具貸与」の利用割合等を説明します。

8. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

9. 医療との連携

居宅介護支援事業所と入院先医療機関との連携がスムーズに図れるよう、利用者ご本人が入院した場合には、担当ケアマネージャーの氏名及び連絡先を入院先の医療機関へお伝えください。訪問介護事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際にケアマネージャー自身が把握した利用者の状態等について、ケアマネージャーから主治医や歯科医師、薬剤師に必要な情報伝達を行います。

10. 虐待の防止

事業者は、利用者等の人権擁護・虐待の防止等のために、必要な措置を講じます。

- (1) 成年後見制度の利用を支援します。
- (2) 当事業所従業員または居宅サービス事業者または養護者（現に養護している家族・親族同居人等）による虐待が疑われる場合には、直ちに市町村に通報します。
- (3) 法人が虐待防止対策を検討するために設置した委員会に参加し、その結果について従業員に周知徹底を行います。
- (4) 虐待防止の指針を整備し、必要に応じ見直しを行います。
- (5) 従業員に対し、虐待の防止に関する研修を定期的実施します。

虐待防止に関する責任者	事業統括本部長	佐々木 隆
虐待防止に関する担当者	管理者	磐城 あけの

11. 身体拘束等の原則禁止

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行いません。身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由に記録します。

身体拘束等に関する責任者	事業統括本部長	佐々木 隆
身体拘束等に関する担当者	管理者	磐城 あけの

12. 苦情相談窓口

- (1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号	0240-23-6706
苦情受付責任者	事業統括本部長	佐々木 隆
苦情受付担当者	管理者	磐城 あけの

(2) 苦情解決委員会第三者委員にも申し立てることができます。

第三者委員氏名	電話番号	備考
佐藤 恵子	090-4046-1882	前富岡町人権擁護委員
石井 卓	090-9744-4086	伸生双葉会評議員

(3) 下記の受付機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	富岡町福祉課	電話番号	0240-22-2111
	福島県国民健康保険団体連合会	電話番号	024-523-2871
	檜葉町健康福祉課	電話番号	0240-252111
	大熊町保健福祉課	電話番号	0240-23-7238
	双葉町健康福祉課	電話番号	0240-33-0131
	浪江町介護福祉課	電話番号	0240-34-0226

13. 秘密保持

利用者やその家族の個人情報、介護サービス提供以外の目的では原則として使用しません。サービス担当者会議などで利用者やその家族の個人情報を使用する場合は、利用者及びその家族の同意を事前に文書で得ることとします。

14. 事故発生の対応

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により、事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

15. サービスの利用の終了について

- (1) 利用者の都合でサービスを終了する場合は、お申し出下さればいつでも解約できます。
- (2) 当事業所の都合により、サービスを終了する場合には、人員不足等のやむを得ない事情により、サービス提供を終了させていただく場合があります。この場合、終了の1ヶ月前までに文書で通知するとともに、他の居宅支援事業者にご紹介いたします。
- (3) 自動終了
 以下の場合においては、自動的にサービスを終了いたします。
 - ①利用者が介護保険施設に入所された場合。
 - ②利用者の要介護認定区分が、非該当と認定された場合。
- (4) その他の場合
 利用者やご家族などが当事業所や介護支援専門員に対して本契約を継続し難いほどの行為を行った場合は、文書で通知することにより、サービスを終了させていただく場合があります。

16. 禁止行為

- (1) 職員に対する身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）
- (2) 職員に対する精神的暴力（人の尊厳や人格を言動や行動によって傷つけたり、おとしめたりする行為）
- (3) 職員に対するセクシャルハラスメント（意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為）

17. 非常災害対策

事業者は、非常時に備えて、消防活動、風水害、地震等の災害及び感染症等に対処するためのBCP計画を作成し、防火管理または感染症対策についての責任者を定め、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っております。

BCP対策担当者	管理者	磐城 あけの
----------	-----	--------

18. 感染症予防及びまん延の防止のための措置

事業者は、感染症の発生及びまん延防止に関する措置を講じます。

- (1) 感染対策委員会担当を設置し、会議に参加します。
- (2) 感染症及びまん延防止のための指針整備の見直しを図ります。
- (3) 感染症及びまん延防止のための研修に積極的に参加します。

感染症予防対策担当者	介護支援専門員	田中 慶佑
------------	---------	-------

令和 年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、重要事項を説明しました。

事業者

住所 福島県双葉郡富岡町本町一丁目1番地

事業者 社会福祉法人 伸生双葉会
富岡居宅介護支援事業所

理事長 渡邊 清治 印

説明者 _____ 印

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。
また、この文書が契約書の別紙（一部）となることについても同意します。

利用者

〈住所〉 _____

〈氏名〉 _____ 印

署名代行者

〈住所〉 _____

〈氏名〉 _____ 印

〈本人との続柄〉 _____